諮問番号：令和６年度諮問第　３号

答申番号：令和６年度答申第１３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和３年１２月１７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響や犯罪の被害にあっていることから、保護費の返還について、免除か、若しくは据え置き、又は令和９年位からか、令和７年に一括で返すか、又は、分割で返していきたい。

そのため、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が令和３年７月から同年９月に職業訓練受講給付金を受給したことを確認したことから、同年７月から同年９月に支給した保護費のうち２８９，２２０円について、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）において、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

また、次官通知第８の３（２）ア（イ）では、上記（ア）の収入を得るための経費として、交通費等を要する場合は、その実際必要額を認定することとされている。

さらに、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の８（２）ア（ア）のとおり、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとすることとされている。

（３）以下検討すると、令和３年８月３日に、①審査請求人は、処分庁に対し、職業訓練の受講申込書と職業訓練の受講に係るテキスト代（以下「テキスト代」という。）等が記載された領収書を提出したこと、②処分庁は、審査請求人に対し、収入申告を行うよう指導し、飲食代等は生活費に相当するため控除しないことを説明したこと、③処分庁は、テキスト代（１０，７８０円）について、本来は生業扶助（技能修得費）で支給検討を行うが、受講にあたり審査請求人から報告がなく、実態の確認が取れず、支払も終了していることから、生業扶助での支給は行わず、職業訓練受講給付金を収入認定する際に、必要経費として控除することとしたことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人から収入申告書の提出がなかったことから、公共職業安定所長に対し、法第２９条に基づく調査を行い、審査請求人が職業訓練受講給付金の受講手当を合計で３００，０００円、職業訓練受講給付金としての通所手当（以下「通所手当」という。）を合計で１１，８８０円受給したことを確認したことが認められる。

（４）以上のことからすると、前記の次官通知第８の３（２）ア及び、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問８－２３－２のとおり、職業訓練受講給付金は、実際の受給額を収入認定し、収入を得るための必要経費として、交通費等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際の必要額を認定することとされているところ、処分庁が、本件処分において、審査請求人が受給した職業訓練受講給付金に係る受講手当３００，０００円を収入認定し、テキスト代（１０，７８０円）について職業訓練受講給付金の収入を得るために必要な経費として認定したことに違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に対し、職業訓練の受講に係る交通費（以下「交通費」という。）が記載された領収書を提出したことが認められるが、審査請求人に対して通所手当が支給されていることから、処分庁は、交通費を職業訓練受講給付金の収入額から控除しないと判断したことが認められる。

処分庁が、審査請求人への通所手当の支給を把握していることや通所手当を収入認定した形跡が認められないことからすると、収入を得るための経費として交通費を認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、処分庁に対し、受講経費に相当する領収書として飲食代等が記載された領収書を提出したことが認められるが、飲食代等については経常的最低生活費に該当するものであり、職業訓練受講給付金を得るために必要な経費として認められないものであることから、飲食代等を控除額として認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（５）次に返還額についてみる。

審査請求人は、コロナの影響もあり、犯罪の被害にもあっているため、返還を免除するか、又はいったん据え置きの後、一括か分割で返還する旨主張する。

法第６３条並びに生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）のとおり、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、一定の範囲において、返還額から控除して差し支えないとされており、その額は、課長通知１（１）④において、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額とされている。

処分庁は、審査請求人に対し、令和３年８月３日、同月６日及び同月１９日に、職業訓練受講給付金に係る収入申告をするよう口頭で指導し、同月２７日及び同月３１日に、収入申告をするように留守番電話のメッセージを残し、同日、手紙にて法第２７条に基づく口頭指導を行ったが、審査請求人が収入申告を行った形跡は認められない。

また、処分庁は、公共職業安定所に対して、法第２９条に基づく調査を行い、令和３年１０月１８日付けの回答により、審査請求人が受給した職業訓練受講給付金を把握したことが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人から、職業訓練受講給付金について、令和３年９月２４日の受講終了から同年１２月まで就職活動があるため、落ち着いてから返済したいとの申し出を受けたことが認められる。

これらのことからすると、本来は、職業訓練受講給付金を受給した月の収入として認定し、戻入の決定を行うところ、処分庁は、審査請求人から収入申告がなく、審査請求人が受給した職業訓練受講給付金の確認に時間を要したこと等から、法第６３条に基づく費用返還決定処分を行ったものと推認でき、当該処分庁の判断はやむを得ないものと言わざるを得ない。

なお、本件において、処分庁が、審査請求人に対して自立更生に要する費用についての説明を行ったかについては、事件記録において記載がなく、判然としない。

しかしながら、上記のとおり、処分庁が法第６３条に基づく費用返還決定処分を行うこととした経過を踏まえた上で、他の受給者が職業訓練受講給付金を受給した際に、受給額の全額が受給月の収入として認定されることとの公平性を考慮すると、処分庁が、本件処分において、要返還額から自立更生に要する費用を控除せず、要返還額の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとはいえず、違法又は不当とは認められない。

（６）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和６年６月２８日　　諮問書の受領

令和６年７月　３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：７月１７日（審査請求人から７月１８日受領）

口頭意見陳述申立期限：７月１７日（審査請求人から７月１８日受領）

令和６年７月１９日　　第１回審議

令和６年８月３０日　　口頭意見陳述の実施

第２回審議

　令和６年９月３０日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定し、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）法第７７条の２第１項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市長村の長は、第６３条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と定めている。

（４）次官通知第７の１は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と記している。

　　　なお、次官通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第８の３（２）アは、就労に伴う収入以外の収入の認定について、（ア）において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記しており、また（イ）において、上記の収入を得るための経費について、「（ア）の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と記している。

（６）局長通知第７の８（２）ア（ア）は、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとすること。」と記している。

　　　なお、局長通知は処理基準である。

（７）局長通知第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（後略）」と記している。

（８）課長通知１（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥を示し、①において「本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。」と記している。

（９）問答集問８－２３－２は、「求職者支援制度により支給される職業訓練受講給付金は収入認定すべきか。」との問に対する答として、「当該給付金は、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を行うことにより、訓練の受講を容易にすることを目的として給付されるものであり、次〔官通知〕第８の３の（２）のアの（ア）に該当するものであるから、収入認定すべきである。」と記している。

（１０）問答集問１３－２は、「扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」として、（ｄ）において、「収入増の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過少となったとき。」の取扱いについて、「（前略）収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は３か月程度と解すべきである。この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、（中略）（ｄ）のような場合で、既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局〔長通知〕第１０の２の（８）により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が３か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。　ア　この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第６３条により処理すべきである。（中略）なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合（（ｄ）のケース）も（中略）、戻入、法第６３条による返還（中略）が考えられる。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年１２月１日、処分庁は、審査請求人に対し保護を開始した。

（２）令和３年８月３日、審査請求人が処分庁に来庁し、職業訓練の受講申込書及び受講経費に相当すると主張する多数の領収書を提出し、すでに職業訓練受講給付金を受給している旨を報告し、返還金については分納を依頼したい旨の書面を提出した。処分庁は、審査請求人に対し、雇用保険受給資格者証等の、受講状況や職業訓練受講給付金の受給状況が確認できる書類と振込先通帳を持参し、収入申告を行うよう指導するとともに、飲食代等は生活費に相当するため控除しないことを説明した。

なお、テキスト代については、本来、生業扶助（技能修得費）で支給検討を行うが、受講に当たり審査請求人からの事前の報告がなく、局長通知第７の８（２）ア（ア）における実態の確認が取れておらず、支払も終了していることから、生業扶助での支給は行わず、職業訓練受講給付金の収入認定の際に控除を行うこととした。

（３）処分庁は、審査請求人に対し、令和３年８月３日、同月６日及び同月１９日に、職業訓練受講給付金に係る収入申告をするよう口頭で指導し、同月２７日及び同月３１日には、収入申告をするよう留守番電話のメッセージを残し、同日、手紙にて法第２７条に基づく口頭指導を行い、同年９月１７日までに収入申告を行うよう求めた。

（４）令和３年１０月１１日付けで、処分庁は、公共職業安定所長に対し、法第２９条に基づく調査として資料の提供を求めた。同所長から同月１８日付けで書面による回答があり、審査請求人が令和３年７月から９月までの３か月間に、職業訓練受講給付金の受講手当として計３００，０００円、通所手当として計１１，８８０円を受給したことが判明した。

（５）令和３年１２月１７日、処分庁は、法第６３条の規定に基づき職業訓練受講給付金の受給による返還額の決定を行った。受領した領収書のうち、交通費は通所手当が実費支給されているため控除せず、テキスト代１０，７８０円を必要経費として控除し、２８９，２２０円を返還額と決定し、審査請求人に対し、同日付けで「返還金・徴収金決定書」及び法第７７条の２第１項の規定に基づく「徴収決定通知書」を交付した。なお、「返還金・徴収金決定書」の「決定理由」欄には、「あなたが令和３年７月から令和３年９月に職業訓練給付金を受給したことを確認したため、令和３年７月から令和３年９月に支給した保護費のうち２８９，２２０円については、保護に要した費用を返還する旨を定めた生活保護法第６３〔条〕返還決定します。」と記されている。

（６）令和４年３月２日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、前記の返還金２８９，２２０円全額について「履行延期申請書」を提出した。理由は「一括納付ができないため」であり、履行期限は令和４年３月３１日を初回とし、令和１６年３月３１日までの１４４回分割と記載されていた。

（７）令和４年３月７日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、「履行延期承認通知書」を交付した。対象額は２８９，２２０円で、納付計画書では、令和４年３月を初回とし、令和１４年４月までの１２２回分割による納付とされており、審査請求人は初回の１，２２０円を納付した。

（８）令和４年３月１４日、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、審査請求人が令和３年７月から同年９月までの３か月間に職業訓練受講給付金（受講手当３００，０００円、通所手当１１，８８０円）を受給したことを確認したため、同年７月から同年９月に支給した保護費のうち、受講手当からテキスト代１０，７８０円を控除した残額２８９，２２０円について、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）まず収入及び必要経費について検討する。

ア　収入及び必要経費の認定等に係る基準

次官通知第８の３（２）アは、（ア）において、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとし、（イ）において、（ア）の収入を得るための経費として交通費等を要する場合は、その実際必要額を認定することとされている。

さらに、局長通知第７の８（２）ア（ア）において、生業費については、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとされている。

　　イ　職業訓練受講給付金に関する検討

令和３年８月３日に、①審査請求人は、処分庁に対し、職業訓練の受講申込書及びテキスト代等に係る領収書を提出したこと、②処分庁は、審査請求人に対し、職業訓練受講給付金について収入申告を行うよう指導した上で、飲食代等は生活費に相当するため控除しない旨を説明したこと、③処分庁は、テキスト代については、本来は生業扶助（技能修得費）で支給検討を行うものであるが、受講に当たり審査請求人から事前の報告がなく、実態の確認が取れず、支払も終了していることから、生業扶助での支給は行わず、職業訓練受講給付金を収入として認定し、その際、必要経費として控除することとしたことが認められる。

また、処分庁は、再三の求めにもかかわらず審査請求人から収入申告書の提出がなかったことから、公共職業安定所長に対し法第２９条に基づき資料の提出を求め、同所長からの回答により、審査請求人が職業訓練受講給付金について、令和３年７月から９月の３か月間に、受講手当を計３００，０００円、通所手当を計１１，８８０円受給したと確認したことが認められる。

ウ　収入及び必要経費の認定に係る結論

次官通知第８の３（２）ア及び問答集の問８－２３－２のとおり、職業訓練受講給付金は実際の受給額を収入認定し、当該収入を得るための必要経費として交通費等を要する場合は、その実際必要額を認定することとされているところ、本件処分において、処分庁は審査請求人が受給した職業訓練受講給付金に係る受講手当３００，０００円を収入認定し、テキスト代について必要経費として認定したことに、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に対し、交通費の領収書を提出したことが認められるが、処分庁は、審査請求人に対して通所手当が支給されていることを把握しており、また、通所手当を収入認定した形跡も認められないことから、処分庁が、収入を得るための経費として交通費を認定しなかった判断に不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、処分庁に対し、飲食代等の領収書を提出したことが認められるが、飲食代等については経常的最低生活費に該当するものであり、職業訓練受講給付金を得るために必要な経費として認められないものであることから、飲食代等を控除額として認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（３）次に返還額について検討する。

　 ア　審査請求人の主張

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、また、犯罪の被害にもあっているため、返還を免除するか、又はいったん据え置きの後、一括か分割で返還する旨を主張している。

　　 イ　法第６３条に基づく費用返還に係る基準

法第６３条及び課長通知１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、一定の範囲において返還額から控除して差し支えないとされており、返還額から控除される額としては、①から⑥を示した上で、①において、「本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。」が示されている。

　　 ウ　処分庁の対応に関する検討

処分庁は、審査請求人に対し、令和３年８月３日、同月６日及び同月１９日に、職業訓練受講給付金に係る収入申告をするよう口頭で指導し、同月２７日及び同月３１日にも収入申告をするよう留守番電話のメッセージを残し、同日には手紙で法第２７条に基づく口頭指導を行い、同年９月１７日までに収入申告を行うよう指導したが、審査請求人が収入申告を行った形跡は認められない。

また、処分庁は、公共職業安定所長に対し、法第２９条に基づき資料の提出を求め、同所長からの令和３年１０月１８日付け回答により、審査請求人が受給した職業訓練受講給付金の額を把握したことが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人から、職業訓練受講給付金について、令和３年９月２４日の受講終了から同年１２月まで就職活動があるため、落ち着いてから返済したいとの申し出を受けたことが認められる。

これらのことからすると、本来、職業訓練受講給付金を受給した際は受給月の収入として認定し、戻入の決定を行うべきところ、処分庁は、審査請求人から収入申告がなく、審査請求人が受給した職業訓練受講給付金の確認に時間を要したこと等から、本件処分を行ったものと推認でき、処分庁の判断はやむを得ないものと言わざるを得ない。

　　 エ　その他の審査請求人の主張について

法第６３条、課長通知１（１）及び問答集問８－２３－２のとおり、職業訓練受講給付金を受給した際には受給額の全額が受給月の収入として認定され、要返還額の全額が返還対象となるのが原則であるが、処分庁は、被保護世帯の自立更生を阻害しない観点から、所定の額を控除することが認められている。

審査請求人は、その主張するところは必ずしも明らかではないが、主に〇〇〇〇〇〇〇〇等の犯罪被害を理由として、本件処分の取消しを請求していると解され、これには、前記イの盗難等の不可抗力により消失した額（課長通知１（１）①）が対応しうることになる。仮にこの項目における条件を満たすならば、返還額から被害額相当額の控除を行うことにつき、処分庁には根拠がありうることになる。

しかし、当該控除を受けるためには、警察への遺失届の提出と、不可抗力による消失を確実に証明できることが条件となるところ、審査請求人は審査請求書において警察への被害届を行った旨主張しているものの、この点に加え、被害が不可抗力によることが確実に証明できる場合に当たるという事実についてまでも、当審査会において認めることはできない。

　　オ　返還額の認定に係る結論

本件において処分庁は、審査請求人に再三促しても収入申告が行われず、法第６３条に基づく費用返還請求を行わざるを得なかったと認められるものの、処分庁が、自立更生を阻害しない観点からなしうる要返還額からの控除を、本件において一切行わなかった理由は必ずしも明らかではない。しかしながら、審査請求人の主張する理由及びこれに対応する基準等に照らし、処分庁による前記の控除を正当化しうるだけの根拠を当審査会においても見出すことはできない。

処分庁が審査請求人に対し、自立更生に資する費用についての説明を行ったか、また仮に行ったとしても、その内容や態様については事件記録においても記載がなく、判然としないが、だからといって、審査請求人が挙げる理由をもって控除対象とするための条件の不充足につき、処分庁の責めに帰すべき事情があったとも認められない。

そうであれば、審査請求人の要返還額から自立更生に資する費用を控除せず、要返還額の全額を返還額とする本件処分は、違法又は不当とは認められない。

（４）以上のことから、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）一高　龍司

委員　　　　　渋谷　麻衣子

委員　　　　　西上　　治